平成２３年（フ）第４１５号
北九州市小倉南区沼緑町２丁目６番18号102
債務者　楠　　久夫
1　決定年月日時　平成23年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第４２０号
北九州市小倉北区朝日ヶ丘２番４―702号
債務者　松下　　恵
1　決定年月日時　平成23年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１０６６号
名古屋市中川区荒中町82番地の２　ＣＡＳＡＭＩＬＡ101号
債務者　芳村　穣介
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１１８４号
愛知県清須市西枇杷島町問屋25番地　エイコウビル西枇103
債務者　横山　健司
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１１３９号
名古屋市中川区富田町大字千音寺字甚目寺田1384番地　宮田荘４棟505号
債務者　松永　秀已
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１３９８号
名古屋市港区小碓２丁目199番地　グランドヒルズ久野102号
債務者　日比野ひかる
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２８３号
千葉県松戸市新松戸北１丁目11番地の16　加藤第２ビル103号
債務者　牧山　博憲
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第２９３号
千葉県柏市西原６丁目６番７号　102号
債務者　石田　伸子
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第２９７号
千葉県柏市豊住１丁目１番19―208号
債務者　梶谷　健二
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第３２０号
千葉県松戸市野菊野１番地　野菊野団地１棟708号室
債務者　山本　美樹
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第３３３号
千葉県流山市流山８丁目1192番地
債務者　志村宗一郎
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第３５１号
千葉県松戸市二十世紀が丘梨元町30番地　メゾン梨元202号
債務者　永井　幸治
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第３５６号
千葉県松戸市南花島３丁目38番地の22　ビューストーンハイム106号
債務者　佐藤　俊夫
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第３７３号
千葉県松戸市秋山224番地の５
債務者　オカンポ　ルースヴィミンダ　デラベガ
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第１０５号
松江市西浜佐陀町494番地19
債務者　本田　久子
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで　松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１１２号
松江市東朝日町204番地　小浜アパート１―902、前住所名古屋市緑区大清水３丁目711番地
債務者　瀧山　知子（旧姓遠田）
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで　松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３１号
熊本県玉名市岱明町野口1436番地
債務者　柳瀬　信義
1　決定年月日時　平成23年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで　熊本地方裁判所玉名支部